

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2026年1月27日付第49号

モスクワ

「商品市場調査活動の手順および実施に関する要件の商品市場調査主体による遵守状況のモニタリングをロシア連邦産業商業省が実施する際の規則」、「商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を遵守していることを証明する情報および文書のリスト」、ならびに「商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を遵守していることを証明する情報および文書をロシア連邦産業商業省に提出する際の規則」の承認について

連邦法「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」第5条にしたがい、ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 次の添付文書を承認する：

「商品市場調査活動の手順および実施に関する要件の商品市場調査主体による遵守状況のモニタリングをロシア連邦産業商業省が実施する際の規則」；

「商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を遵守していることを証明する情報および文書のリスト」；

「商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を遵守していることを証明する情報および文書をロシア連邦産業商業省に提出する際の規則」

2. 本決定は2026年3月1日を以て発効する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2026年1月27日付
ロシア連邦政府決定第49号により
承認

商品市場調査活動の手順および実施に関する要件の商品市場調査主体による遵守状況のモニタリングを
ロシア連邦産業商業省が実施する際の
規則

1. 本規則は、連邦法「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」第12条の1および第12条の2の規定の商品市場調査主体による遵守状況のモニタリング（以下、「モニタリング」）をロシア連邦産業商業省（以下、「管轄機関」）が実施する際の手順を定めるものである。

2. モニタリングは、連邦法「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」第1条第4項の2および第4項の3が定める者以外の商品市場調査主体による、連邦法「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」第12条の1および第12条の2の規定の履行状況を評価することを目的として、これを行う。

3. モニタリングは、管轄機関が、管轄機関の長（その代理）の決定にしたがい、恒常にこれを行う。モニタリングは、管轄機関が、管轄機関の長（その代理）の決定によって定められた期間、ただし90暦日を超えない期間において、これを行う。

4. 管轄機関は、モニタリングにあたって次の事項を行うことができる：

- a) 商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を遵守していることを証明する情報および文書の収集、処理、分析および登録を行う；
- b) 一般に公開されている情報の収集、処理、分析および記録を行う；
- c) ロシア連邦の法にしたがって、省庁間連携体制の枠内で、連邦行政機関に対してモニタリングの実施に必要とされる情報を照会し、そのような情報を入手する。

5. 本規則第4項「c」号に掲げる連邦行政機関は、照会された情報を保有しているならば、これを管轄機関に送付する。

6. モニタリング実施結果にもとづいて、連邦法「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」第12条の1および第12条の2の規定の商品市場調査主体による履行状況評価に関する報告書が作成される。

7. 本規則第6項に掲げる報告書は、情報通信網「インターネット」上における管轄機関の公式サイトに掲載される。

2026年1月27日付
ロシア連邦政府決定第49号により
承認

商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を
遵守していることを証明する情報および文書の
リスト

1. 商品市場調査主体によってロシア連邦産業商業省（以下、「管轄機関」）に対して提出される、当該商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を遵守していることを証明する情報：

- a) 商品市場調査主体の納税者識別番号；
- b) 実施する調査に関する一般的な情報（調査対象の商品市場、調査対象の商品およびサービスのカテゴリー、実施する調査結果の主要な利用者）；
- c) 2026年3月1日よりのちの時点における商品市場調査主体の所有権構成、受益者、実質的所有者および支配権者に関する情報、ならびにそれらの者の外国市民権（国籍）に関するデータ、またはロシア連邦市民の外国国家領内居住許可証もしくは外国国家領内に定住する権利を証明するその他の文書の取得に関するデータ；
- d) 商品市場調査に用いられる、および（または）ロシア連邦における商品市場の構成に関するデータが掲載されている、情報通信網「インターネット」上の情報リソースのドメイン名に関する情報。

2. 商品市場調査主体によって管轄機関に提出される、当該商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を遵守していることを証明する文書：

- a) 2026年3月1日時点の株主名簿抄本（株式会社の場合）；
- b) 法人設立発起人（出資者）の登記国の法にのっとって、法人定款（拠出）資本金に関する情報、または定款資本金（共同出資金）における持分に関する情報が記載されている文書（商品市場調査主体の中に外国国家に登記されている設立発起人〔出資者〕が存在する場合）；
- c) 外国国家の法にしたがって証明済みの、外国法人である設立発起人（出資者）の設立文書の写しであって、ロシア連邦の法が定める手順にもとづく証明済みのロシア語翻訳文を添付したもの（商品市場調査主体の中に外国国家に登記されている設立発起人〔出資者〕が存在する場合）；
- d) 法人設立発起人（出資者）の登記国の商業登記簿抄本、または当該国の法にもとづくその他の同等の文書（商品市場調査主体の中に外国国家に登記されている設立発起人〔出資者〕が存在する場合）；
- e) 商品市場調査を実施した結果として入手された情報の記録、体系化、蓄積、保管、分析および抽出をロシア連邦領内に所在するデータベースを用いて行うことを証明する契約および（または）その他の文書；
- f) 商品市場調査に使用される技術的手段がロシア連邦領内に所在することを証明する契約および（または）その他の文書；
- g) 商品市場調査主体が2026年3月1日以降次の事項を行う旨の管轄機関宛の書簡：
外国国家、国家の連合および（もしくは）同盟、ならびに（または）外国国家もしくは国家の連合および

(もしくは) 同盟の国家（国家間）機関、国際組織による、ロシア連邦、ロシア連邦の市民、またはロシアの法人に対して制限措置を導入する決定の遂行を許さない；

ロシア連邦における商品市場構成に関する不正確なデータを使用せず、そのようなデータを情報通信網「インターネット」に掲載せず、かつそうした掲載を可能にする条件を創出しない。

3. 商品市場調査主体が自らの発意によって管轄機関に提出する、当該商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を遵守していることを証明する情報および文書（管轄機関は当該の情報および文書を省庁間の照会によって取得することができる）：

- a) 2026年3月1日よりのちの時点における商品市場調査主体の受益者、実質的所有者、支配権者の身元を証明する文書の写し；
- b) 商品市場調査主体の設立文書の写し；
- c) 商品市場調査主体の単独執行機関としての機能を遂行する組織の、実質的所有者に関する情報（それが存在する場合）；
- d) 商品市場調査主体が、個人データ、対制裁情報およびその他のアクセスが制限される情報の扱いに対してロシア連邦の法律が定める要件を遵守していることに関する管轄機関宛の書簡。

2026年1月27日付
ロシア連邦政府決定第49号により
承認

商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を
遵守していることを証明する情報および文書のロシア連邦産業商業省に対する提出の
規則

1. 本規則は、連邦法「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」第1条第4項の2および第4項の3が定める者以外の商品市場調査主体が、商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を遵守していることを証明する情報および文書（以下、「情報および文書」）をロシア連邦産業商業省（以下、「管轄機関」）に対して提出する際の手順を定めるものである。
2. 情報および文書には欠落があってはならず、かつ正確なものでなければならない。
3. 情報および文書の管轄機関に対する提出は、商品市場調査主体の選択にもとづいて、配送業者を通じて、郵送によって、または電子的形式によって、これを行う。
4. 2026年1月27日付ロシア連邦政府決定第49号「『商品市場調査活動の手順および実施に関する要件の商品市場調査主体による遵守状況のモニタリングをロシア連邦産業商業省が実施する際の規則』、『商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を遵守していることを証明する情報および文書のリスト』、ならびに『商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を遵守していることを証明する情報および文書をロシア連邦産業商業省に提出する際の規則』の承認について」によつて承認された「商品市場調査主体が商品市場調査活動の手順および実施に関する要件を遵守していることを証明する情報および文書のリスト」第2項に掲げる文書は、商品市場調査主体により、連邦法「ロシア連邦における商業活動の国家規制の基本について」第12条の2の第1項および第2項に列挙されているすべての者に関して、提出される。
5. 情報および文書の管轄機関に対する提出は2026年5月15日までに行う。2026年5月15日よりのち、商品市場調査主体は、商品市場調査主体による商品市場調査活動の手順および実施に関する要件の遵守にかかる問題の全面的な検討を目的として、自らの発意により情報および文書を提出することができる。
6. 外国語による情報および文書は、国際条約に別段の定めのないかぎり、所定の手順にしたがったその法的公認手続きに付され、ロシア語に翻訳されるものとする。